

行政文書公開請求書

2008年3月5日

実施機関 様

郵便番号 863-0001

請求者 住所 天草市本渡町広瀬1225-4

氏名 植村振作
 (法人その他の団体にあつては、その
 名称、代表者の氏名及び事務所又は事
 業所の所在地)

電話 0969 (24) 5218

天草市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求する行政文書の件名及び内容	市長は、3月4日放映のテレビ朝日系列「スーパーモーニング」において、まちづくり交付金事業に関する事前住民合意に係り、①広報紙、②アンケート、③住民説明会を通じて事前説明をした旨発言した。前記①、②、③を通じて事前説明をしたことを証する文書
公開の方法	①文書、図画及び写真の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付] ②フィルムの場合 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付] ③電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 映写機、再生機器等による視聴 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付] <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付]

(備考)

- 「公開の方法」は、希望されるものにレ印を付けてください。
- 請求する行政文書の件名及び内容は、なるべく具体的に記入してください。
- 連絡先(電話番号)は、今後の手続等について御連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

以下は、記入しないでください。

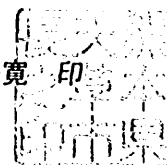
総務(振興)課決裁欄				所管課決裁欄				決裁年月日
課長	課長補佐	係長	係員	課長	課長補佐	係長	係員	年月日
								所管課名

(備考)

天都第 310号
平成20年3月19日

植村 振作 様

天草市長 安田 公寛 印



行政文書一部公開決定通知書

2008年3月5日付けで請求のあった行政文書の公開について、次のとおり一部公開することに決定しましたので、天草市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

請求書受理年月日	平成20年3月5日
行政文書の件名及び内容	市長は、3月4日放映のテレビ朝日系列「スーパーモーニング」において、まちづくり交付金事業に関する事前住民合意に係り、①広報紙、②アンケート、③住民説明会を通じて事前説明をした旨発言をした。前記①、②、③を通じて事前説明をしたことを証する文書
公開の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 (<input checked="" type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 複写) <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付
公開の日時及び場所	日時 平成20年3月19日(水) ^(午前) 11時50分 午後 場所 天草市役所 総務課
一部を公開しない理由	天草市情報公開条例第7条第1号に該当 請求された文書には、個人に関する情報であって、その情報に含まれる住所、氏名などから特定の個人が分かる情報が記載されているため。
行政文書の公開をすることができるようになる期日	年 月 日()
所 管 課	都市計画課 電話番号 23-1111 (内線2627)
(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、天草市を被告として(訴訟において市を代表する者は天草市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。	

(備考)

- 1 指定された日時及び場所に来ることができないときは、あらかじめ御連絡ください。
- 2 公開を受ける際には、この通知書を御提示ください。

2008年3月24日

天草市長 安田公寛 様

異議申立人 植村振作

異議申立書

天草市情報公開条例第18条に基づき、次のとおり行政不服審査法による異議申し立てをする。

1 異議申立人の住所氏名等

氏名 植村振作 (71歳)

住所 熊本県天草市本渡町広瀬 1225-4

2 異議申し立てに係る処分

異議申し立て人による2008年3月5日付行政文書開示請求に対する平成20年3月19日付行政文書一部公開決定

3 異議申し立てに係る処分があったことを知った年月日

2008年3月19日

4 異議申し立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立の趣旨

2008年3月5日付行政文書開示請求に対する平成20年3月19日付行政文書一部公開決定処分の取り消しと前記行政文書開示請求に対する真正な行政文書の開示を求める

(2) 異議申立ての理由

平成20年3月19日付をもって開示された文書は上記行政文書開示請求対象文書には該当しない。開示された文書のうち、まちづくり交付金事業申請(平成17年3月11日)前に発行された文書「広報ほんど」にはまちづくり交付金事業についての説明記事は一言一句だになく、開示請求で求められた事前説明を証する文書ではない。さらに、まちづくり交付金事業申請後に発行された「広報ほんど」及び「市政だより」、ないし説明会又はその記録が事前説明を証する文書の開示を求めた前記行政文書開示請求対象文書に該当しないことは明白である。

さらに、天草市長安田公寛は、平成20年3月19日付をもって開示した文書の全てを法廷(天草市まちづくり交付金事業差止・違法公金支出返還請求事件 熊本地裁平成18年(行ウ)第13号)に書面で提出すると同時に、「住民周知、住民説明会がなされていない」ことを答弁書陳述している。即ち、平成20年3月19日付をもって開示した文書は事前の住民説明を証することのできない文書である。

それを事前の住民説明をしたことを証する文書として申請者に開示した。このことは虚偽の文書をもって開示請求に応えたことを意味する。かかる行為は、市長自らが、天草市情報公開制度にも謳われている市民の開示請求権および知る権利を否定し、透明性の高い市政の確保を阻害し、市政に対する信頼性を損なわしめ、天草市情報公開制度を否定するものである。

よって、平成20年3月19日付行政文書一部公開決定処分を取り消しと2008年3月5日付行政文書開示請求に対する真正な行政文書の開示を求める異議申し立てをするものである。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

下記の教示がなされた

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、天草市を被告として（訴訟において市を代表する者は天草市長となります。）、提起することができます。ただし、異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。」

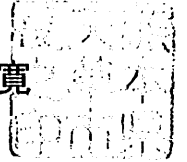
6 その他

事実証明のため、2008年3月4日放映テレビ朝日系列「スーパーモーニング」における天草市長安田公寛の発言に係るDVDビデオ、天草市長安田が法廷に提出した答弁書及び開示文書が既に法廷に提出されていたことを証する文書（乙5号証）を添付する。

天都第 8 号
平成20年4月16日

植村振作 様

天草市長 安田 公寛



行政文書一部公開決定の取消し等について

本市行政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市が行った「行政文書一部公開決定」（平成20年3月19日付け天都第310号）に対して異議申立て（平成20年3月24日付け）があつておりますが、下記の理由により、この「行政文書一部公開決定」を取り消し、新たに、別紙のとおり、「行政文書非公開」（行政文書不存在）の決定をいたしますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 「行政文書一部公開決定」を行った理由

(1) 行政文書公開請求書(平成20年3月5日付け)における請求行政文書の件名及び内容について

行政文書公開請求書の「請求する行政文書の件名及び内容」欄には、「市長は、3月4日放映のテレビ朝日系列「スーパーモーニング」において、まちづくり交付金事業に関する事前住民合意に係り、①広報紙、②アンケート、③住民説明会を通じて事前説明をした旨発言をした。前記①②③を通じて事前説明をしたことを証する文書」という記載があります。

(2) 「行政文書一部公開決定」を行った理由について

情報公開請求は、一般的には、本市が保有する行政文書を特定して行われますが、本件情報公開請求は、民間の放送局が放映したテレビ番組を基になされた、極めて特異なものです。

したがいまして、公開請求書に記載されている「発言」がどのようなものを指すのか、また、「事前説明」の「事前」は「何の事前」を意味するのか、不明瞭でした。

このような事情の下におきまして、本市が保有する「まちづくり交付金事業」に関する行政文書のすべて（個人情報を除く。）を公開することが請求目的にかなうものと判断し、「行政文書一部公開決定」を行ったものです。

2 「行政文書一部公開決定」を取り消す理由

(1) 「異議申立書」により、公開請求者(異議申立人)が真に求める行政文書の特定ができたこと

「異議申立書」の「4(1)異議申立の趣旨」には、①平成20年3月19日付行政文書一部公開決定処分の取り消し、②行政文書開示請求に対する真正な行政文書の開示、を求める旨の記載があります。

また、「4(2)異議申立ての理由」には、「平成20年3月19日付をもって開示された文書は上記行政文書開示請求対象文書には該当しない。開示された文書のうち、まちづくり交付金事業申請(平成17年3月11日)前に発行された文書「広報ほんど」にはまちづくり交付金事業についての説明記事は一言一句だになく、開示請求で求められた事前説明を証する文書ではない。」というくだりがあります。(下線は原文にはありません。)

以上のようなことから、この「異議申立書」によりまして、公開請求者(異議申立人)が求める行政文書は、「まちづくり交付金事業申請(平成17年3月11日)前に(おいてまちづくり交付金事業に関して本市がなした)事前説明を証する文書」ということが特定できました。

(2) 「行政文書一部公開決定」の取消し

上記(1)に記載のとおり、「異議申立書」により、公開請求者(異議申立人)が求める行政文書が特定できましたが、本市は当該行政文書を保有していないことから、今回、「行政文書一部公開決定」を取り消すものです。

なお、この取消し処分は、「異議申立書」の「4(1)異議申立の趣旨」に記載の内容に沿うものです。

3 行政文書非公開(行政文書不存在)の決定を行う理由

上記2(1)に記載のとおり、異議申立書の提出を受け、公開請求者(異議申立人)が求める行政文書は「まちづくり交付金事業申請(平成17年3月11日)前に(おいてまちづくり交付金事業に関して本市がなした)事前説明を証する文書」であることが分かりました。

このことから、改めて本市が保有する行政文書の精査を行ったところ、本市は請求者が求める行政文書を保有してはいないため、今回、行政文書非公開(行政文書不存在)の決定を行うものです。

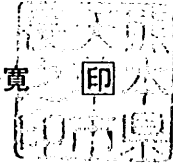
なお、この決定は、「異議申立書」の「4(2)異議申立ての理由」に記載の内容(「住民周知、住民説明会がなされていない」)に沿うものと考えられます。

様式第4号(第3条関係)

天都第 9 号
平成20年 4月16日

植村 振作

天草市長 安田 公寛



行政文書非公開決定通知書

2008年3月5日付けで請求のあった行政文書の公開について、次のとおり公開しないことと決定しましたので、天草市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

請求書受理年月日	平成20年3月5日
行政文書の件名及び内容	市長は、3月4日放映のテレビ朝日系列「スーパーモーニング」において、まちづくり交付金事業に関する事前住民合意に係り、①広報紙、②アンケート、③住民説明会を通じて事前説明をした旨発言をした。前記①、②、③を通じて事前説明をしたことを証する文書
公開しない理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 行政文書不存在 <input type="checkbox"/> 存否不応答(天草市情報公開条例第11条該当) 天草市情報公開条例第12条第2項に該当 (理由) 「当該文書は、実施機関では作成しておらず、存在しません。」
行政文書の公開をすることができるようになる期日	年 月 日()
所 管 課	都市計画課 電話番号23-1111(内線2626)
(教示)	この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、天草市を被告として(訴訟において市を代表する者は天草市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

(備考)